

# 1.健康保険制度と医療費のしくみ



## 〈健康保険制度について〉

健康保険に加入した方（被保険者）は、働いている事業所を通じて、毎月健康保険組合に保険料を支払います。



保険料を預かる健康保険組合は、加入している方が医療を受ける病院や診療所等に、社会保険診療報酬支払基金※1を通じて医療費を支払います。

加入員の皆さまが健康保険証※2を提示し治療費の一部を負担するだけで医療を受けることができるのは、このサイクルが相互にかかわり合いながら運営されているからです。

※1 病院等から診療にかかる医療費の請求が正しいか審査したうえで、健康保険組合へ請求する機関

※2 令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます。マイナ保険証をご利用ください。

## 〈医療費のしくみ〉



診療所や病院で治療を受けた時、保険証を持っていれば、窓口で支払う金額は負担割合に応じてかかった医療費の一部で済みます。原則として自己負担は3割なので、支払いが1,500円であれば、5,000円の医療費がかかったこととなります。残りの3,500円は健康保険組合が負担しています。

また、子どもの医療費も同様ですが、会計時に支払いがないことがあり、医療費はタダだと誤解されがちです。窓口での支払い分は市区町村が助成を行っており、残りは健康保険組合が負担しています。

健康保険組合負担分は被保険者の皆さまと事業主に納めていただいた保険料を使っています。